資料1

（１）協議会の運営方法の見直しについて

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直しについて

■減災対策協議会と流域治水協議会について

激甚化・頻発化する水災害による被害最小化に向け、減災対策と流域治水の取り組みを計画的に推進することを目的とした2つの協議会を開催しています。

減災対策協議会

●目的、位置付け等

- ✓ **目的**：ハード対策、ソフト対策を一体的に推進し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を達成
- ✓ **位置付け**：水防法第15条の9（大規模氾濫減災協議会）
- ✓ **対象とする構成員**：国管理河川の氾濫による浸水想定区域に係る機関

●協議会の経緯

- ✓ **平成27年9月関東・東北豪雨・・・** 鬼怒川(国管理河川)の堤防が決壊し、家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水発生に加えて住民の避難が遅れ、多数の孤立者が発生
- ✓ **平成28年5月**に、**「水防災意識社会再構築ビジョン」**に基づき減災対策を推進するため協議会を設置
- ✓ 概ね5年間の具体的な取組を定めた**「減災に係る取組方針」**を策定
- ✓ **平成28年8月台風第10号等**の一連の豪雨災害（中小河川の氾濫）を受けた「**水防法の一部を改正する法律**」の施行により、**「大規模氾濫減災協議会」制度**が位置付け
- ✓ **平成30年7月豪雨**を受けて、**水防災意識社会を再構築する取組を拡充**
- ✓ **令和2年度**に当初目標の概ね5年間が経過し、取組状況や近年の動向等を踏まえて**概ね5年（令和3～7年度）に実施する取組を新たに設定**（令和4年6月改訂）

●取組の目標

- ① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
- ② 氾濫特性に応じた効果的な水防活動
- ③ 浸水を一日も早く解消するための排水対策
- ④ 洪水調節施設の効果的・効率的な運用

流域治水協議会

●目的、位置付け等

- ✓ **目的**：気候変動による降雨量の増加等を踏まえた水災害への備えについて、河川対策の促進に加えて、氾濫域・集水域のあらゆる関係者が連携した流域対策+グリーンインフラの取組を推進
- ✓ **位置付け**：社会資本整備審議会から国土交通大臣への答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」を踏まえて設立
- ✓ **対象とする構成員**：流域全体（河川管理者（国・県）、市町村、企業、住民）

●協議会の経緯

- ✓ **近年、豪雨災害が激甚化・頻発化…** 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など
- ✓ **令和2年8月**に、**気候変動の影響**による更なる水災害への対応として協議会を設置
- ✓ **令和3年3月**に、具体的な取組やロードマップを**「流域治水プロジェクト」**として策定
- ✓ **令和5年6月**に、新たな取組内容の追加や指標の更新を踏まえて、**「流域治水プロジェクト」を更新**
- ✓ **令和6年3月**に、**気候変動の影響による降水量の増大**に対して、早期に防災・減災を実現するため、流域のあらゆる関係者による、様々な手法を活用した対策の一層の充実を図り、**「小瀬川水系流域治水プロジェクト2.0」として公表**

●取組の目標

- 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすハード対策
- 被害対象を減少させるための対策
- 被害の軽減、早期復旧復興のための対策
- グリーンインフラの取組

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直しについて

■減災対策協議会と流域治水協議会を合同で開催

これまで、各協議会で流域治水・減災に係る取組のフォローアップや情報共有等を実施し、対策を計画的に推進してきましたが、両協議会で連携を図る取組等もあることから、今後は、両協議会の取組事例の共有、フォローアップ調査様式の統一等を実施し、両協議会を合同で開催することとします。

これにより、各協議会は以下の進め方により、実施していきます。

①各協議会を同日に合同開催
②共通様式による合同フォローアップ調査の実施
各協議会では引き続きフォローアップを実施しますが、今後「取組状況フォローアップ様式」は共通様式を用いて合同で調査を行います。
③事務局体制・・・各協議会の事務局体制は、これまでと変更はありません。

■合同開催のイメージ

これまで

減災対策協議会	
出水期前	減災対策協議会
中間	減災対策協議会事務局会議
年度末	減災対策協議会幹事会

流域治水協議会	
出水期前	流域治水協議会
中間	流域治水協議会担当者会議
年度末	流域治水協議会幹事会

今後

出水期前・・・減災対策協議会、流域治水協議会 → 合同開催
中間・・・・・・減災対策協議会、流域治水協議会事務局(担当者)会議 → 合同開催
年度末・・・・・減災対策協議会、流域治水協議会幹事会 → 合同開催

事務局及び担当者会議、幹事会、協議会を原則、合同(同時)で開催を行う。(ただし、個別で協議事項がある場合等除く)

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直しについて

■減災対策協議会、流域治水協議会　取組資料について

減災対策協議会

『「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく小瀬川流域の減災に係る取組方針(令和4年6月　改定)』に基づき、平成28年度から令和7年度までの目標時期を設定し、各機関において減災に係る取組を実施し、その取組状況について共有。

流域治水協議会

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水へ転換。

集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じハード・ソフト一体で多層的に進める。

これまで減災対策協議会において進めてきた取組等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。

＜減災対策協議会の取組項目＞

①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

②氾濫特性に応じた効果的な水防活動

③浸水を一日も早く解消するための排水対策

④洪水調節施設の効果的・効率的な運用

減災対策協議会で進めてきた避難行動のための取組や水防活動、排水対策等は、「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

＜流域治水プロジェクトの取組項目＞

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・洪水氾濫対策
・流水の貯留機能拡大
・土砂洪水氾濫対策 等

被害対象を減少させるための対策

・防災指針の作成
・まちづくりとの連携 等

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

・水災害リスク情報の充実
・避難体制等の強化
・早期復興を支援する事前の準備　等

取組の実施状況に関するフォローアップ様式

減災対策、流域治水に係る取組の実施状況について、今後は以下の様式でフォローアップを実施。

減災対策・流域治水プロジェクトの実施状況（小瀬川）

【実施状況の凡例】●：完了、○：実施中、△：検討中

赤文字：前回調査時からの変更部分

フォローアップ項目			大竹市		廿日市市		岩国市		和木町		広島県		山口県		広島森林管理署		森林整備センター		広島地方気象台		下関地方気象台		国土地理院		弥栄ダム管理所		太田川河川事務所		オブザーバー 中国電力㈱	
			流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策
①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策																														
流域治水プロジェクトにおける取組項目		**減災に係る取組方針**における取組項目																												
		■洪水を安全に流すためのハード対策の促進																												
広島県大竹市・山口県和木町の工業地帯を高潮浸水被害から守る堤防整備、耐震対策　等	1	堤防整備（浸透対策、パイピング対策、流下能力対策）																								○		○		
	2	高潮整備																										○		
小瀬川の浸水被害からまちを守る堤防整備、堤防強化等	1	堤防整備（浸透対策、パイピング対策、流下能力対策）																								○		○		
		■洪水調節施設等の効果的・効率的な運用																												
利水ダム等（弥栄ダム、小瀬川ダム、渡ノ瀬ダム）における事前放流等の実施、体制構築	39	下流河川の被害を軽減するため、流入量予測の精度向上等による更なる効率的な運用を実施									○		○												○	○	○		○	
	40	治水協定に基づいたダム管理者との連携及び統一的な運用																								○		○		
雨水幹線・雨水ポンプ場等の整備			△				○																							
森林の整備・保全、治山施設の整備					○				○		○				△		○													
砂防堰堤等の整備											○																			
②被害対象を減少させるための対策																														
流域治水プロジェクトにおける取組項目		**減災に係る取組方針**における取組項目																												
立地適正化計画における防災指針の作成			●																											
市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入											○																			
③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策																														
流域治水プロジェクトにおける取組項目		**減災に係る取組方針**における取組項目																												
多機関連携型タイムラインの推進		■多様な防災行動を含むタイムラインの作成																												
	12	河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス 道路管理者等と連携したタイムラインの策定に着手		●				●		●		●		●						●		●				●		●		
	13	小瀬川水防災タイムラインの見直し	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○			○	○	○	○		
	14	リアリティのある水防訓練の実施		○				○		○		○		○						○		○				○		○		
マイタイムラインの作成支援	15	マイタイムライン等の作成促進	○	○	○		△	△	△	△	○	○	○	○					△	△	△	△		○			○	○		
防災教育の推進及び防災情報の効果的な発信・活用		■避難行動・水防活動に資する基盤等の整備（取組方針の柱①）																												
出前講座を活用した防災教育の推進	5	河川のリアルタイム映像の提供設備の検討																										●		
	6	行政機関の災害対応力向上のための地理空間情報の提供及び技術支援																						○						
		■防災教育や防災知識の普及																												
	16	想定最大降雨時による堤防決壊時、越水時の流水の破壊力に関するイメージ動画の作成・公開																										●		
	17	「川の防災情報」や地上デジタル放送の活用促進のための周知																										○		
	18	出前講座等を活用した防災教育の推進		○				○		○		○		○						○		○		○		○		○		
	19	気象情報発信時の「危険度色分け」や「警戒級の現象」等の改善	○		○		○		○		○		○						○	●	○	●			○		○			
	20	防災気象情報の改善																		○		○								
	21	スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報発信																										○		
	22	住民の避難行動を支援するきめこまやかな防災情報の提供		○				○		○		○		○						○		○				○		○		
	23	効果的な普及、災害支援のための地理空間情報ツール作成検討																						○						
	24	水害リスクラインを活用した水位予測及び洪水予報等の情報発信																										○		
	25	マスメディアと連携した情報発信																										○		
自主防災組織・リーダーの育成		■防災教育や防災知識の普及																												
	26	自主防災組織の育成や活動支援、連携強化	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○																

取組内容に関するフォローアップ様式

減災対策、流域治水の取組内容について、今後は以下の様式でフォローアップを実施。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策　直轄管理区間の堤防整備（防鹿・小川津地区）　太田川河川事務所

- 小瀬川（防鹿・小川津地区）において洪水対策のための築堤工事等を実施している。
- 工事が完成することで両地区において、洪水氾濫による家屋等の浸水被害を軽減する。

流域治水協議会
○小瀬川の浸水被害からまちを守る堤防整備、堤防強化　等
減災対策協議会
○堤防整備（浸透対策、パイピング対策、流下能力対策）

②被害対象を減少させるための対策　立地適正化計画の作成・運用　大竹市

- 大竹市では、居住および都市機能の立地の適正化を図り、持続可能で安全・安心な都市の形成をめざすため、令和2年度より大竹市立地適正化計画の策定を進めており、令和4年度に策定予定である。

※出典：「大竹市ホームページ」

流域治水協議会
○立地適正化計画における防災指針の作成

11

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策　排水計画に基づく排水訓練の実施　岩国市、和木町、太田川河川事務所

- 堤防決壊時に長期間の浸水が想定される小瀬川右岸1.6k付近で効率的に排水作業を行うため、作成した排水計画を基に、現地にて周辺状況や釜場の確認、排水ポンプ車の配置位置等を確認

実施概要
- 日時：令和5年6月7日（水）　15:00～16:15
- 場所：山口県岩国市　装束（しょうぞく）ポンプ場
- 参加者：11人（岩国市、和木町、岩国警察署、岩国地区消防組合、太田川河川事務所）

- 地区特性：地盤高が低く氾濫水が集まり易い（浸水継続時間が長い）

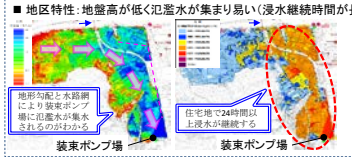

主な説明内容
- 排水ポンプ車の概要、要請までの流れを確認。
- 排水ポンプ車による排水活動には、ホース設置やポンプ車の搬入等が可能な空間があるかを、事前に確認・把握が必要。
- 排水活動時には、道路の通行規制が必要となる場合もある。その際、市町には、警察への連絡と住民への説明や指導が必要。

主な意見
- 排水ポンプ車を要請した場合は、どこから来るのか？
  ⇒小瀬川出張所や山口河川国道事務所からの出動を想定している。
- 排水ポンプ車は、最大何時間作業可能なのか？
  ⇒最大で約20時間。長時間の場合は燃料補給が必要。　等

訓練時の様子

流域治水協議会
○排水計画の作成及び排水訓練の実施
減災対策協議会
○排水計画に基づく排水訓練の実施

38

取組項目の更新【減災対策、流域治水】

取組項目について両協議会の取組内容を関連付けし、項目名を更新（追加・変更）する。

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉
- 出前講座を活用した防災教育の推進

更新

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉
- **防災教育の推進および防災情報の効果的な発信・活用**

〈減災に係る取組方針の取組項目〉 ※変更なし
- 河川のリアルタイム映像の提供設備の検討
- 行政機関の災害対応力向上のための地理空間情報の提供及び技術支援
- 想定最大降雨時による堤防決壊時、越水時の流水の破壊力に関するイメージ動画の作成・公開
- 「川の防災情報」や地上デジタル放送の活用促進のための周知
- 出前講座等を活用した防災教育の推進
- 気象情報発信時の「危険度色分け」や「警戒級の現象」等の改善
- 防災気象情報の改善
- スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報発信
- 住民の避難行動を支援するきめこまやかな防災情報の提供
- 効果的な普及、災害支援のための地理空間情報ツール作成検討
- 水害リスクラインを活用した水位予測及び洪水予報等の情報発信
- マスメディアと連携した情報発信

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉
- 内水ハザードマップ等作成　・浸水想定区域図の作成

更新

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉
- **ハザードマップ等の作成・周知**

〈減災に係る取組方針の取組項目〉 ※変更なし
- 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難計画の見直し
- 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知
- 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難情報の発令基準の見直し
- 各市町が管理する避難所の収容人数等を共有し、隣接市町村との連絡体制の構築

取組項目の更新【減災対策、流域治水】

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉

- 水防訓練の実施

更新

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉

- 水防活動の効率化および水防体制の強化

〈減災に係る取組方針の取組項目〉 ※変更なし

- 防災拠点の中心となる庁舎等の代替施設となり得る民間施設等との提携・連携
- 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施
- 小瀬川本川の重要水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について水防団や地域住民が参加する合同点検を実施
- リアリティのある水防訓練の実施
- 備蓄水防資材情報の共有及び非常時における相互支援方法の確認

新規追加

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉

- 排水計画の作成及び排水訓練の実施

〈減災に係る取組方針の取組項目〉 ※変更なし

- 排水施設の情報共有、排水手法の検討を踏まえた排水計画の作成
- 排水計画に基づく排水訓練の実施
- 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保